



- ※1 記録表への記載は、個人情報保護の観点から、他の顧客に見られないよう、当該事業所の従業員が記載するものとする。
- ※2 既に運転免許証等により本人確認が行われている場合や、顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名等を把握している場合（運用要領1（2）ア及びイの場合）は、顧客の住所、本人確認の方法欄の記載は省略することができる。
- ※3 当該事業所等が発行する会員証等が提示されている場合（運用要領1（2）ウの場合）は、「氏名」の欄に顧客の氏名に代えて会員番号を記載することができ、「住所」の欄の記載は省略することができる。
- ※4 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する社員証が提示されている場合（運用要領1（2）エの場合）は、「氏名」及び「住所」の欄に当該企業の名称、所在地を記載することができる。